令和８年度

あゆみ

－健全育成と非行防止を目指して－

（第５７号）



根室市青少年問題協議会
根室市教育委員会

発 刊 に あ た っ て

根室市青少年問題協議会
会長　根室市長　石　垣　雅　敏

近年、青少年を取り巻く環境は、少子化やライフスタイルの多様化、情報通信技術の急速な発展などにより、一層複雑化しております。

特に、スマートフォンやＳＮＳの普及に伴い、インターネットを介したトラブルや犯罪被害、誤情報の拡散、生成ＡＩの利用に起因する新たな課題など、これまでにない対応が求められております。

加えて、物価高騰や将来への不安、孤立感の深まりなどが、子どもや若者の学びや体験の機会にも影響を及ぼしているところであります。

一方で、青少年が地域の中で多様な人々と関わり、学校・家庭・地域社会においてさまざまな体験を重ねながら成長していくことは、青少年自身の健やかな成長のみならず、地域社会の活力を支える大切な営みであります。

特に部活動の地域展開や、地域学校協働活動、放課後や休日における体験活動の充実など、社会教育を基盤とした取組の重要性は、これまで以上に高まっております。

国においては、「こども家庭庁」を中心として、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められております。

また、誰もが生涯にわたって学び続け、地域の中で役割を持ちながらつながり合う「地域共生社会」の実現に向けても、社会教育の果たす役割が改めて注目されております。

本市におきましても、「根室市青少年対策推進要綱」に基づき、家庭・学校・地域・行政が連携しながら、青少年の体験活動の充実や非行防止活動の推進に取り組んでおります。今後も、青少年が地域とのつながりの中で安心して成長できる環境づくりを進めるとともに、様々な課題の早期発見・早期対応・未然防止に努めてまいります。

このたび、関係各位のご理解とご協力により、令和８年度『あゆみ』（第５７号）を発刊することができました。本誌が、青少年の健全育成や非行防止活動を進める上での一助となれば幸いに存じます。

結びに、市民の皆様並びに関係機関・団体の皆様におかれましては、日頃より青少年の健全育成にご尽力いただいておりますことに心より敬意と感謝を申し上げ、発刊にあたってのあいさつといたします。

根 室 市 民 憲 章

（昭和43年8月1日制定）

わたしたちは、太平洋とオホーツク海に望む日本の東、白鳥の群れとぶ美しい自然のなかに生きる根室市民です。

わたしたちは、たくましい開拓精神とゆたかな北方文化をうけつぎ、更に理想の郷土をきずくため、開基100年に当たり、この憲章を定めてあすへの誓いといたします。

1　郷土を愛し、美しいまちをつくります。

1　健康で働き、豊かなまちをつくります。

1　教養をたかめ、文化のまちをつくります。

1　きまりを守り、住みよいまちをつくります。

1　生活を楽しみ、明るいまちをつくります。

1　北方領土の復帰をはかり、平和なまちをつくります。

児　童　憲　章

（昭和26年５月５日
児童憲章制定会議制定）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1．すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。

2．すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

3．すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

4．すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

5．すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

6．すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。

7．すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

8．すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

9．すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。

10．すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

11．すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

12．すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

― 目 次 ―

〇発刊にあたって

〇根室市民憲章

〇児童憲章

令和8年度 根室市青少年対策推進要綱

・基本方針 …… 1
・重点目標 …… 1
・主要推進事項 …… 2
・青少年の育成機構図 …… 4
・根室市青少年相談室の動き一覧（令和７年度） …… 5

Ⅰ．青少年の健全育成

１．青少年健全育成推進のための市民活動

（１）青少年健全育成のための啓発活動 …… 7
（２）有害環境浄化等の運動 …… 7
（３）「青少年さわやか活動賞」の表彰の実施 …… 7
令和７年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧（個人）…… 8
令和７年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧（団体）…… 8

２．豊かな青少年を育むＰＴＡ活動

「家族のルールをテーマにした三行詩」表彰の実施 …… 9
令和７年度　三行詩コンクール最優秀賞受賞作品一覧 …… 9

Ⅱ．非行防止対策と補導活動

１．補導活動

（１）意義〈目的〉 …… 10
（２）街頭補導の概況 …… 10
① 補導委員の構成　② 街頭補導の方法　③ 街頭補導実施状況（令和７年度）
（３）指導・補導の状況と傾向（生徒指導状況調査より）…… 11
① 行為別指導・補導数の推移　② 学識別指導・補導数の推移
③ 男女別指導・補導数の推移　④ 令和７年度の指導・補導状況全体の傾向 12

２．相談活動

（１）青少年相談の目的 …… 13
（２）相談活動の状況 …… 13
（３）相談の受理状況と傾向 …… 13
① 新規・継続別及び形態別等の傾向
② 相談内容の傾向　③ 相談の学識別状況 …… 14

３．「教育支援センターふれあいくらぶ弥生」の支援

（１）開設状況 …… 14
（２）通室状況 …… 14

Ⅲ. 今後の青少年対策の推進について

【青少年問題の現状と今後の対応】

（１）家庭における健全育成の啓発強化 …… 16
（２）学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成のための諸活動と課題 …… 16
（３）地域における非行の実態と防止活動の推進 …… 16
（４）青少年相談活動の充実強化 …… 17
（５）幼児・児童生徒の安全確保の強化 …… 17

Ⅳ. 資料編

１．地方青少年問題協議会法 …… 18

２．根室市青少年問題協議会条例 …… 19

３．根室市青少年問題協議会条例施行規則 …… 20

根室市青少年問題協議会委員名簿 …… 21
根根室市青少年問題協議会　専門部会委員名簿 …… 22
（補導育成専門部会・勤労青少年専門部会・いじめ対策専門部会）

４．根室市青少年相談室設置規則 …… 23

根室市青少年相談室職員名簿 …… 24
根室市青少年補導委員名簿 …… 25

５．根室市青少年対策実践要領 …… 26

根室市青少年対策実践班名簿 …… 27
補導状況一覧（令和７年１月～１２月）…… 28

６．関係用語の解説

（１）用語の解説 …… 29
（２）不良行為の種別・内容 …… 29
（３）少年補導のための関係機関等の役割 …… 31

７．子ども電話相談窓口一覧 …… 32

令和８年度　根室市青少年対策推進要綱

【基本方針】

青少年の持つ若い力は、社会に活力を与え将来に向かって社会を発展させる原動力である。未来の社会の担い手となる青少年が、自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、非行に陥ることなく、心身共に健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いである。

今日の青少年をめぐる諸問題は、相次ぐ凶悪な犯罪や非行の発生、薬物乱用等がある。

教育上の課題としては、学力や体力の向上、いじめや不登校児童生徒等や登下校等における不審者等の問題がある。

こうしたことの背景には、家庭、学校、地域等広範な領域において様々な要因が複雑に絡み合って発生しており、思いやる心、感動する心、自ら学び考える力等、社会生活の基本となる資質や能力としての「社会を生きる力の育成」が重要であり、急速に進む少子高齢化、生成ＡＩなどデジタル技術の発展など、社会の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっています。

特に、スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報通信機器・サービスが急速に普及し大きな利便性をもたらしている一方、深夜や長時間の使用による健康面や学力への影響、児童買春や児童ポルノをはじめとするＳＮＳ等に起因する闇バイトや性犯罪、個人情報の漏洩によるいじめ等が社会問題となっており、こうした問題を未然に防ぐ対策が必要である。

また、乱暴行為・深夜徘徊は減少しているが、不審者対策や児童虐待等についても、引き続き留意することが必要である。

このため、青少年の人間形成に大きな影響を与える家庭・学校・地域があらためて役割を見つめ直し、それぞれが教育力を高め、青少年が豊かな人間性と生きる力を育み、障がいの有無、人種、性別・性的指向、学習の進め方などの違いを一人ひとりの個性と価値観として認め、自分らしくあるための選択や決定を尊重していけるよう青少年に様々な社会体験（労働、奉仕等）、自然体験、文化活動、スポーツ等の機会を提供する等積極的な取り組みを行う必要がある。

また、非行や不登校等の問題行動、更にはいじめ等について、家庭、学校、地域、関係機関・団体等が連携を一層強化し、今後も継続して問題の未然防止や早期発見、早期解決に取り組む必要がある。

最近の状況を踏まえて、青少年が安心して諸活動に取り組めるよう、市をはじめ、各関係機関・団体が一丸となって、子どもの安全を確保するための対策を講ずる必要がある。

今後、青少年対策を推進するにあたっては、以上のような青少年問題の現状と課題を踏まえ、大人一人ひとりが子どもたちの模範となるとともに、「大人自身が意識を持って」、すべての子どもが「我が子」との思いから家庭、学校、地域を通じて積極的に青少年の健全育成に関わっていくことが重要である。

このため、重点目標を次のとおりとし、青少年健全育成のための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを提言する。

【重点目標】

○家庭における健全育成の啓発強化

○家庭、学校、地域の連携の強化

○青少年のための体験活動の充実

○地域における非行防止活動の推進

○青少年相談活動の充実強化

○幼児・児童生徒の安全確保の強化

【主要推進事項】

1　家庭における健全育成の啓発強化

（1）保護者の家庭教育への参画を促進するとともに、希望する親への支援ばかりではなく、すべての親を対象とした家庭教育支援のための情報を提供し、家庭の教育力向上の普及・啓発に努めます。
（2）関係する方々と連携し、子育ての悩みや課題、困難を抱える親の子育て相談等の家庭教育支援に努めます。
（3）ＰＴＡ活動や地域の研修会等をとおして、子どもの健全育成を図るための活動支援に努めます。
（4）早寝早起き朝ごはん運動等、子どもの生活リズムの向上や食習慣の育成のため、関係機関等と連携し啓発活動をするとともに、心身の健康増進を支援します。

2　家庭、学校、地域の連携強化

（1）「コミュニティ・スクール」について、保護者や地域全体で子どもたちの成長を支える体制の充実に向け、専門的な知識・経験を有する人材を活用しながら、引き続き学校運営の改善・充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化により、家庭・学校・地域が一体となり、ふるさと根室を想い行動する子どもを地域で育てる取り組みを推進します。
（2）学校や地域のスポーツ団体等と連携し、スポーツ活動の情報提供等の充実とスポーツ活動の参加促進を図り、運動能力の向上に努めます。
（3）根室市青少年健全育成市民会議の活動の支援を図るとともに、家庭・学校・職場・地域社会及び行政機関が一体となった市民ぐるみの実践活動を展開し、市民の青少年育成意識の高揚に努めます。
（4）関係機関との連携を強化し、子どもの虐待の早期発見と防止に努めるとともに、関係者の意識向上に努めます。
（5）根室市子ども会育成連絡協議会及び関係団体と連携し、子どもの健全育成を図るため、各種事業を推進します。
（6）青少年と家庭・学校・職場・地域との連携を更に深めるため、「おはよう・こんにちは」などの積極的な声かけ・あいさつ運動を推進します。
（7）いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、いじめの根絶に取り組みます。

3　青少年のための体験活動の充実

（1）関係機関等との連携・協力を深め、様々な体験活動をとおして、相互の交流を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上を図り、豊かな人間性を育む活動を推進します。
（2）関係機関等との連携を深め、青少年の社会奉仕活動、地域づくり活動、高齢者との交流活動、外国人との交流活動等の社会参加活動を促進します。
（3）青少年の社会参加活動に対する関心を高めるため、広報啓発活動を強化します。
（4）青少年が、ボランティア活動体験や職業体験をする機会と場の提供等及び指導者の養成等を推進します。
（5）地元企業や関係団体と連携・協力し、体験活動や研修会等をとおして、青少年が郷土愛を育み、根室の良さを自覚しながら地元で働く動機付けや、意欲の向上を促進します。

4　地域における非行防止活動の推進

（1）街頭補導等の非行防止活動を組織的・計画的に実施するために、各学校・青少年育成団体・警察等関係団体との連携により補導活動の充実強化を図ります。

（2）青少年の非行や暴力行為を助長する有害環境等の浄化をするため、関係業者に自粛を促すような住民による地域活動を推進します。また、非行を誘発しやすい環境や条件の改善について、関係者の協力を求めます。

（3）カラオケボックス、貸しステージ、風俗営業法の適用を受けるパチンコ店・ゲーム店等の営業者及び有害図書類の販売業者に対して、青少年の健全育成の観点から、警察等関係機関との連携を図り適切な指導及び協力を要請する活動を推進します。

（4）スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報通信機器やインターネットサービスは、一層複雑化多様化しながら青少年の生活全般に浸透しており、それに起因するトラブルや犯罪に遭う被害が全国的に多発していることから、未然防止のため家庭や学校、関係機関とより強く連携し、サイバーセキュリティの普及啓発とともにマナーやモラル等の指導に努めます。

　また、保護者に対しても、フィルタリングサービスの重要性や、基本的な生活習慣の確立を図るため、「スイッチオフ２２」運動をはじめ、年齢に応じた利用時間の設定や利用方法等、家庭でのルールづくりについて啓発します。

（5）覚せい剤をはじめとした薬物乱用防止の啓発は、中学校・高等学校や警察等の関係機関と連携し、指導資料や啓発資料を提供するとともに、生徒自らが積極的に参加する防止活動を支援します。

（6）青少年の飲酒・喫煙・万引・深夜徘徊・暴力・粗暴行為については、家庭の積極的な協力や地域からの情報を得ながら各学校の迅速・適切な指導を支援していきます。

5　青少年相談活動の充実強化

（1）非行や不登校、いじめ等により悩みを抱える青少年や保護者が相談しやすい環境づくりと併せ、学校をはじめ関係機関や団体との連携強化のため、青少年相談室での対面相談、専用電話に加え、インターネット・電子メールを活用した相談方法等利便性の向上を図り、相談者に寄り添った相談体制の充実に加え、「いじめ・悩み相談」専用電話や電子メールによる「いじめ相談室」についても引き続き活用に努めます。

　また、地域や学校等の各種研修会に参加し、相談活動の情報提供や情報交換に努め、関係機関との連携強化を図ります。

（2）相談機能の充実を図るとともに、各学校との連携を深めながら、早期発見・未然防止と問題の解決に向けた、カウンセリング体制の整備などに努めます。

（3）不登校生のための適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」に整備されたタブレット端末を有効活用し、学校で学びたくても学べない児童・生徒に対する学びの保障に努めるとともに、子どもの特性に応じたきめ細かな支援体制と各学校との相談活動を強化し、指導の充実に努めます。

6　幼児・児童生徒の安全確保の強化

（1）警察署や市等、関係機関・団体との連携を密にし、事故防止に努めます。

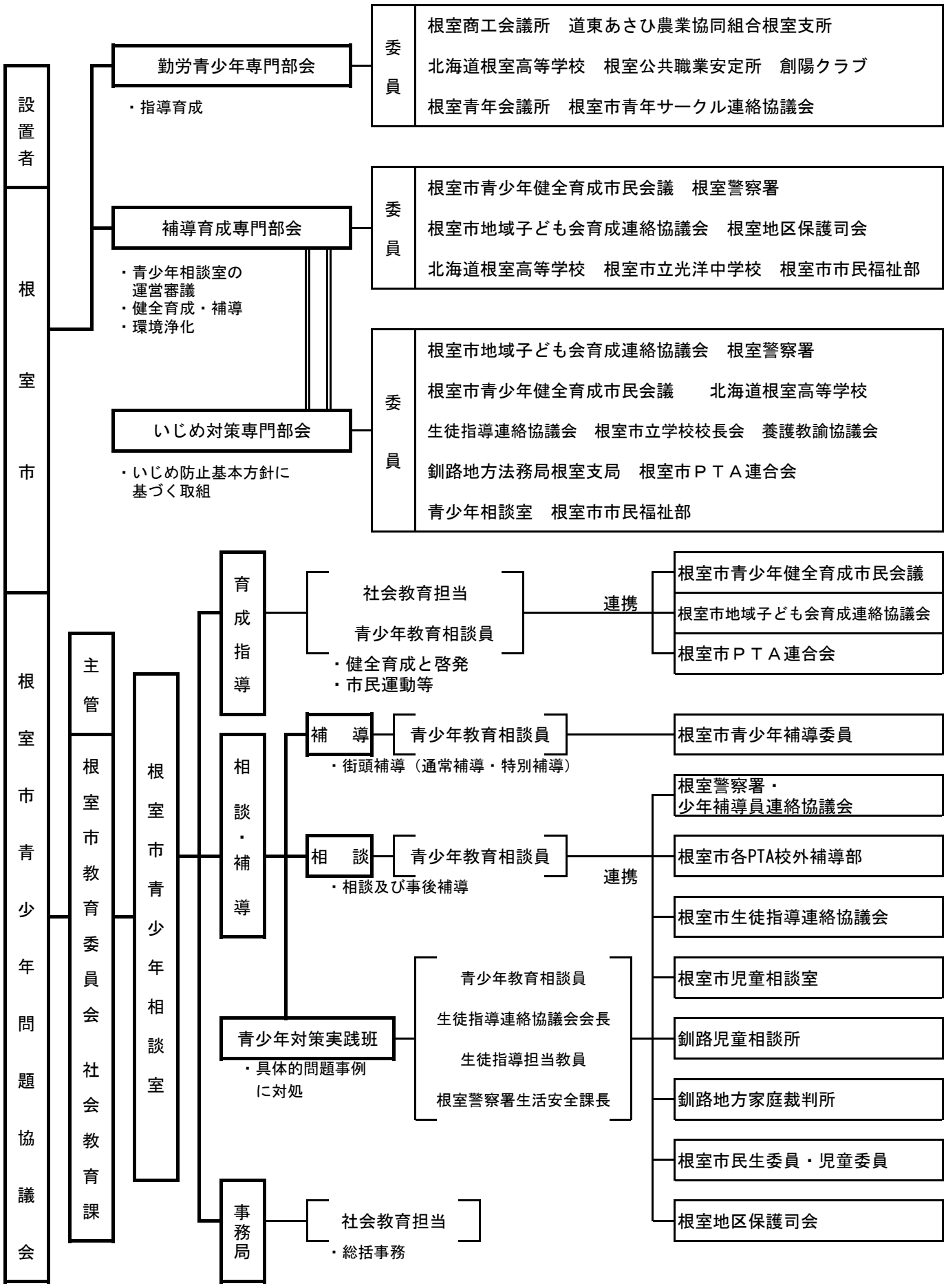
（2）不審者情報等は、管内関係者や関係機関・団体に迅速に伝達し、情報の共有化に努めます。

（3）不審者に遭遇したとき「子ども１１０番の家」の活用や助けを求める方法等、児童・生徒への指導を徹底します。

（4）地域全体で通学路の安全確保に努めるとともに、子どもが安心して外出できるよう、ボランティアなどによる見守り活動の推進を図り、不審者や事故の防止に取り組みます。

（5）広く市民に情報提供や協力を呼びかけ、市民ぐるみでの啓発に努めます。

青少年の育成機構図


設置者
根室市
根室市青少年問題協議会
勤労青少年専門部会
・指導育成
委員
根室商工会議所　道東あさひ農業協同組合根室支所
北海道根室高等学校　根室公共職業安定所　創陽クラブ
根室青年会議所　根室市青年サークル連絡協議会
補導育成専門部会
・青少年相談室の運営審議
・健全育成・補導
・環境浄化
委員
根室市青少年健全育成市民会議　根室警察署
根室市地域子ども会育成連絡協議会　根室地区保護司会
北海道根室高等学校　根室市立光洋中学校　根室市市民福祉部
いじめ対策専門部会
・いじめ防止基本方針に基づく取組
委員
根室市地域子ども会育成連絡協議会　根室警察署
根室市青少年健全育成市民会議　北海道根室高等学校
生徒指導連絡協議会　根室市立学校校長会　養護教諭協議会
釧路地方法務局根室支局　根室市ＰＴＡ連合会
青少年相談室　根室市市民福祉部
主管
根室市教育委員会 社会教育課
根室市青少年相談室
育成指導
社会教育担当
青少年教育相談員
・健全育成と啓発
・市民運動等
連携
根室市青少年健全育成市民会議
根室市地域子ども会育成連絡協議会
根室市ＰＴＡ連合会
相談・補導
補導
青少年教育相談員
・街頭補導（通常補導・特別補導）
根室市青少年補導委員
相談
青少年教育相談員
・相談及び事後補導
連携
根室警察署・少年補導員連絡協議会
根室市各PTA校外補導部
根室市生徒指導連絡協議会
根室市児童相談室
釧路児童相談所
釧路地方家庭裁判所
根室市民生委員・児童委員
根室地区保護司会
青少年対策実践班
・具体的問題事例に対処
青少年教育相談員
生徒指導連絡協議会会長
生徒指導担当教員
根室警察署生活安全課長
事務局
社会教育担当
・総括事務

根室市青少年相談室の動き一覧（令和７年度）

月	日	内容等	備考
4月	4日	情報交流（光洋中、子ども支援課、成央放課後教室）	担任、保健師、放課後コーデ
	8・9日	情報交流（学校教育課、光洋中）	教育支援主幹、担当教諭
	10・11日	情報交流（学校教育課、柏陵中、歯舞中）	教育支援主幹、学校教育主査、担任
	14日	学校訪問（北斗小）	担当教諭、特支コーディネーター
	16日	不登校対応協議（教育委員会）	根室市役所３Ｆ
	17日	情報交流・打ち合わせ（歯舞学園、学校教育課、支援員）	校長、学校教育主査、支援員
	18日	情報交流（成央放課後教室、柏陵中）	放課後コーディネーター、担任
	22・23日	情報交流（柏陵中、根室高校）	担任、校長・教頭
	24・30日	情報交流（北斗小、歯舞学園）	校長、担任教諭
5月	9日	情報交流（歯舞学園）	教頭、担任教諭
	13日	令和７年度生徒指導連絡協議会総会 兼 第１回生徒指導担当者会議	光洋中
	13・14日	情報交流（北斗小、光洋中）	主幹教諭、養護教諭・担任
	19・23・25日	情報交流（北斗小、学校教育課）	担当教諭、教育支援主幹
	28・29・30日	情報相談（北斗小、歯舞学園、光洋中）	担任との面談
6月	3・4日	情報交流（北斗小、学校教育課）	担任、教育支援主幹
	11日	令和７年度社会を明るくする運動総会	根室市役所３Ｆ
	13日	情報相談（北斗小、歯舞学園）	担任との面談
	17・19日	情報交流（北斗小・光洋中、学校教育）	担任、教育支援主幹
	20・23・25日	情報交流（光洋中、成央放課後教室、北斗小）	担当教諭、コーデ、校長
	26・27・30日	情報交流（光洋中、北斗小、歯舞学園、柏陵中）	担任、教頭
7月	1日	令和７年度社会を明るくする運動街頭啓発運動	コープさっぽろ
	4・7・9日	情報交流（北斗小、柏陵中、成央小、歯舞学園）	担任、教頭、校長
	14・15日	情報交流（成央小、学校教育課）	担当教諭、教育支援主幹
	18・23・24日	情報交流（北斗小、成央小、学校教育課）	担任、教育支援主幹
	25・29日	学校訪問（歯舞学園）、教育相談（歯舞学園）	校長、担任、担任来室
	30・31日	教育相談（成央小、成央放課後教室、北斗放課後教室）	特別支援コーデ、放課後コーデ
8月	6日	情報交流（成央放課後教室、北斗放課後教室）	放課後コーディネーター
	18・19日	情報交流（成央放課後教室、北斗放課後教室）	放課後コーディネーター
	19・21日	情報交流（光洋中、柏陵中、学校教育課）	教頭、担任、教育支援主幹
	22日	情報交流（歯舞学園、北斗小、光洋中）	担任、教頭
	25日	情報交流（成央放課後教室、柏陵中、光洋中）	放課後コーデ、担任、教頭
	25日	情報交流（成央放課後教室、柏陵中、光洋中）	放課後コーデ、担任、教頭
	27・28・29日	情報交流（成央小、光洋中、歯舞学園）	担任、担当教諭
9月	3・4日	情報交流（成央放課後教室、学校教育課）	放課後コーデ、教育支援主幹
	4・9・10日	情報交流（光洋中、成央放課後教室、柏陵中）	養護教諭、放課後コーデ、担当教諭
	11・12・16日	情報交流（成央放課後教室、北斗小、子ども支援課）	放課後コーデ、担任、保健師
	17・22・24日	情報交流（光洋中、北斗小、成央小、歯舞学園）	養護教諭、担任、主幹教諭
	26・29・30日	情報交流（歯舞学園、成央放課後教室、学校教育課）	担任、放課後コーデ、教育支援主幹

10月	1・3・6日	教育相談（歯舞学園、北斗小、柏陵中）	担任、主幹教諭、教頭
	8・14・15日	情報交流（柏陵中、学校教育課、成央放課後教室）街頭補導①	担任、養護教諭、放課後コーデ
	16・17日	教育相談（光洋中、北斗小、北斗・成央放課後教室） 街頭補導②	養護教諭、放課後コーデ、担任
	21日	不登校についての意見交換会①（青少年相談室） 街頭補導③	市内小中高の担当者
	22・23・24日	教育相談（歯舞学園、光洋中、成央放課後教室）・街頭補導④	担任、養護教諭、放課後コーデ
	28・29日	街頭補導⑤・教育相談（成央放課後教室）	
	30日	教育相談（北斗小、歯舞学園）、青少年問題協議会（いじめ専門部会）	担任
	31日	街頭補導⑥	
11月	4・6日	街頭補導⑦・教育相談（光洋中、柏陵中、成央放課後教室）	養護教諭、担任、放課後コーデ
	7日	教育相談（歯舞学園、北斗小、学校教育課）・街頭補導⑧	担任、教育支援主幹
	11・13・14日	街頭補導⑨ 教育相談（歯舞学園）街頭補導⑩	担任、教育支援主幹
	18・21日	街頭補導⑪ 教育相談（歯舞学園）・街頭補導⑫	担任、担当教諭、教頭
	25・26・27日	街頭補導⑬・教育相談（柏陵中・北斗小、光洋中）	担任、担当教諭
	28日	街頭補導⑭	
12月	3・5日	教育相談（子育て課、北斗小、光洋中、歯舞学園）・街頭補導⑮	保健師、担任、養護教諭
	9・18日	教育相談（成央放課後教室、光洋中、柏陵中）	放課後コーデ、担任、教頭
	22・23日	教育相談（成央放課後教室、成央小）	放課後コーデ、主幹教諭
	25日	情報交流（特別支援主幹、柏陵中、成央小）	特別支援主幹、教頭、担任
1月	5・7日	情報交流（成央放課後教室、成央小）	養護教諭、担当教諭
	14・16日	情報交流（海星学校、成央放課後教室、歯舞学園）	担任、放課後コーデ、主幹教諭
	19・20・21日	教育相談（北斗小、柏陵中、歯舞学園・成央放課後教室）	担任・放課後コーデ
	23・26日	情報交流（成央小、歯舞学園、北斗小）	担当教諭、主幹教諭、担任
2月	2日	情報交流（成央放課後教室）	放課後コーディネーター
	4日	第２回 生徒指導担当者会議（光洋中）	市内小中高担当者
	5・6・9日	教育相談（歯舞学園、成央小、北斗小、学校教育課）	主幹教諭、担任、教育支援主幹
	16日	教育相談（成央小、光洋中）	担当教諭、担任、養護教諭
	17日	不登校に関する意見交換会②（根室市役所302会議室）	市内小中高担当者
	19・25日	教育相談（歯舞学園・柏陵中、光洋中）	担任、養護教諭
	26・27日	教育相談（歯舞学園・成央放課後教室、光洋中）	担任、放課後コーデ、養護教諭
3月	5・11日	教育相談（北斗小、光洋中）	担当、養護教諭
	12・13日	ふれあいくらぶ弥生通室生徒卒業式（柏陵中・光洋中）	校長、教頭、担任…他
	18日	教育相談（歯舞学園）	担任

Ⅰ．青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全育成のためには、家庭、学校、地域等すべての市民が連携、協力のうえ、それぞれの役割と責任を果たし、より良い環境づくりを推し進めることが重要となっています。

このことから、令和７年度において、以下のとおりさまざまな活動・運動等の取り組みが行われました。

１．青少年の健全育成推進のための市民活動

青少年の健全育成を推進する先導的組織として、昭和５９年に青少年の関係機関や民間団体等を構成メンバーとする「根室市青少年健全育成市民会議」（以下、市民会議という。）が設立され、現在２８団体・９個人が加入し、家庭の健全化や青少年の育成活動の強化および非行防止や、社会環境の浄化を図るための諸活動を行っています。

（１）青少年健全育成のための啓発活動

市民の青少年の健全育成に対する理解を深め、意識の高揚と活動への積極的参加を促す啓発活動を、市民会議等が中心となり進めております。

○啓発のため「大人が変われば子どもも変わる。まず、行動や後ろ姿で示せる大人に」のイラスト入り看板を市内小・中・義務教育学校の全校に設置しております。
○携帯電話のルールづくりと、フィルタリングサービスの活用啓発パンフレットを作成し、小・中・義務教育学校・高校および販売会社へパンフレットの配布を行いました。

（２）有害環境浄化等の運動

心身ともに成長過程にある青少年にとって、社会環境からの影響は極めて大きいものがあることから、市民会議が中心となり有害図書排除等の環境浄化対策を進めてきました。

その結果、有害図書類の自動販売機は、平成９年以降設置されていません。有害図書類に関しては、今まで「北海道青少年保護育成条例」で規制されておりましたが、平成１９年４月より「北海道青少年健全育成条例」に改正され、図書類取扱業者の努力義務が加わったほか、有害がん具類の規制が新たに設けられました。

また、インターネットやスマートフォンの急速な普及による青少年への影響に対応するため、平成２６年４月よりフィルタリング機能に関して、スマートフォン等販売事業者による説明が義務化されています。

さらに、平成３０年２月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正されたことに伴い、北海道では次代を担う青少年の健全育成や非行防止のため、条例を改正し、保護者・事業者等への義務規定が設けられました。

（３）「青少年さわやか活動賞」の表彰の実施

市内に居住する学齢始期から１９歳未満の個人・団体を対象として、社会の模範となる行為を表彰し、青少年の誇りと自信を高めより良い社会の一員としての豊かな心と、実践力を育成することを目的に昭和６１年度より実施しており（平成２０年度までは「青少年善行表彰」の名称で実施）これまでの表彰件数は１５８件（個人１０２件・団体５６件）となっています。

令和７年度は、５個人・１団体が受賞しました。

令和７年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧

No.	氏　名	年齢※	所　属※	活　動　内　容
1	タカヤ　アヤハ 高谷　彩葉	12	根室市立厚床小中学校前期課程	バドミントン少年団での日々の練習への向き合い方や研鑽を重ねる姿勢が素晴らしく、その姿勢や大会での成果が児童生徒はもとより、教職員や地域の方々の誇りや大きな励ましとなっています。
2	タナカ　イマリ 田中　依万里	11	根室市立厚床小中学校前期課程	バドミントン少年団での日々の練習への向き合い方や研鑽を重ねる姿勢が素晴らしく、その姿勢や大会での成果が児童生徒はもとより、教職員や地域の方々の誇りや大きな励ましとなっています。
3	ヨコミネ　モモコ 横峯　桃子	15	根室市立厚床小中学校後期課程	地元の人口減少や地域コミュニティの衰退という課題に対し、自らできることをテーマに「少年の主張」全道大会に出場し、最優秀賞である北海道知事賞を受賞しました。その主張の中でいう「地域の今と昔を知り、未来を考え、課題を共有し解決策を探し、行動に移す」ことを実践したことや子ども会育成協のリーダー研修会に、姉妹で参加して積極的に活動しています。
4	ナカムラ　カナト 中村　哉翔	11	根室スイミングクラブ	幼児期から水泳を始め、小学校入学と同時に本格的に水泳を始め、４泳法を習得し、大会出場を目指し、日々の練習に励んでいます。 小学６年生ではありますが、最上級者として後輩へ練習内容の説明やアドバイスをするなど面倒見がよく、リーダーシップも発揮できる頼もしい存在です。 また、リーダー研修会に参加するなど、何事においても積極的に取り組む姿勢を持っており、さらには社会貢献活動にも力を注ぎ、自己の目標を掲げまい進する姿が下級生たちへの模範となっていることが推薦理由となっております。
5	イケダ　ショウスケ 池田　咲介	11	根室スイミングクラブ	幼児期から水泳を始め、小学校入学と同時に本格的に水泳を始め、４泳法を習得し、泳力検定や泳力認定にチャレンジして次々と資格取得に繋げてきました。 明るい性格とユーモアたっぷりの愛嬌でムードメーカーとなっており、最近では上級者としての自覚も芽生えてきており、水泳競技力向上のみならず清掃美化活動やリサイクル運動にも積極的に取り組むその姿は、後輩たちへの模範となっています。

※所属・年齢は受賞時のものです

No.	団　体　名	活　動　内　容
1	根室市立厚床小中学校後期課程	根室市立厚床小中学校後期課程は「すずらん学園」の縁日祭において、会場設営や片付けにとどまらず、利用者の誘導や運営に主体的に取り組みました。 　生徒たちは地域社会への貢献の意義を深く学ぶとともに、思いやりの心を育むことを目的に取り組んでおります。

２．豊かな青少年を育むＰＴＡ活動

市ＰＴＡ連合会では、市民会議や市教育委員会等と連携協力し、青少年の健全育成のために組織的な活動を積極的に行なっています。また、諸活動の重点課題を定め、研修会や非行防止などの活動を行なっています。

「家族のルールをテーマにした三行詩」表彰の実施

令和７年度は「家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」をテーマにした三行詩コンクールを実施し、児童・生徒をはじめ一般市民から多数の応募があり、最優秀作品が各学校で表彰されました。

令和７年度　三行詩コンクール最優秀受賞作品一覧

テーマ　「家族で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」

部　門	作　　品	受賞者
小学校 低学年の部	ままはいつも　あったかいぎゅうにゅうをつくっていたけど もうひとりでつくれるよ。 わたしがおとうとにつくりかたおしえるね。	花咲小学校 １年 エンドウ　サツキ 遠藤　颯季
小学校 中学年の部	いろんな幸せがあるけれど　家族のちかくにいるとわたしにとって一番幸せ	花咲小学校 ４年 カネコ　アサヒ 金子　明咲日
小学校 高学年の部	お父さんが助けたい小さな命。 にゃーんとないて家族になった。 今では一番わがままだけど家族のみんなの宝物。	成央小学校 ６年 オオカワ　シオリ 大川　詩織
中学校の部	叱ってくれてありがとう 身にしみて感じる　親の愛	光洋中学校 ２年 オガワ　フウナ 小川　楓菜
一般の部	子は親から離れ、花ひらく。 親は惜しまれるうちが花。 限られた時間を大切に。	海星学校保護者 ニシ　アキラ 西　章良

※所属・年齢は受賞時のものです

Ⅱ．非行防止対策と補導活動

１．補導活動

（１）意義〈目的〉

街頭補導は、少年の非行が行われやすい、商店・公園・カラオケボックス・遊戯場などにおいて、不良行為少年を早期に発見し、適切な指導や助言を与えることを目的として行います。

また、少年の行動や性格・環境から、将来何らかの罪を犯すおそれのある、ぐ犯少年についても、発見した場合には警察官に引き継ぎ対応をとることから、補導の対象としております。

さらに、少年非行等の動機および有害環境の実態把握も併せて行い、資料を収集するなど、街頭補導は少年非行の防止活動をすすめる上において、重要な役割を果たすものです。

（２）街頭補導の概況

根室市青少年相談室設置規則により、下記の選出区分から根室市青少年補導委員を教育委員会が委嘱しています。

また、街頭補導には長期的に行う通常補導と、市内行事や学校の長期休業期間中などに行う特別補導があります。

①補導委員の構成

選出区分	民生福祉関係	市PTA連合会関係	法務関係	教育関係	学識関係	市職員	計
人数	8人	2人	1人	0人	1人	6人	18人

②街頭補導の方法

ア．通常補導

補導回数　　年間１５回　１か月１～４回程度

補導委員　　１回２～３人

夜間補導　　６月～１０月　２０：００～２１：００

イ．特別補導（根室市青少年対策実践班）

○変質者発生等の際、盆踊り等

昼間補導　　（児童生徒下校時刻）　１４：００～１６：００

夜間補導　　１９：００～２２：００

盆踊り、金刀比羅神社例大祭、港まつり、神社・寺お祭り、学校長期休業中

③街頭補導実績状況（令和７年度）

年間実施予定回数	年間実施回数	年間のべ実施時間	参加補導員のべ人数	補導人数
15回	13回	13時間	40人	0人

（３）指導・補導の状況と傾向（生徒指導状況調査より）

根室市内各校の指導・補導の状況とその傾向を把握するために、年２回（前期４月～１０月と後期１１月～３月）生徒指導状況調査を実施しています。調査結果は、生徒指導担当者会議において情報共有を図り、子どもたちの指導の充実へと活用しています。

①行為別指導・補導数の推移

令和７年度の行為別指導・補導数は、その他として計上されたSNS不適切投稿についての指導７件が最も多く、次いで乱暴が６件、家出が３件となっている。乱暴については、ここ数年、５件前後の報告が続いている。中には、警察の協力により対応したケースも含まれており、関係機関との連携・協力した対応が必要となるケースも増えてきています。また、３年に及んだコロナ禍による教育活動の大幅な制限によって生じたストレスなどの影響についても引き続き配慮しながら、子どもたちを注意深く見守る必要があります。

表３　行為別指導・補導数　（件）

行為＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
飲酒		3			
喫煙	2		2	1	
たかり					
深夜はいかい	1		1		
家出		2	4	5	3
無断外泊				2	
婦女いたずら			2		
不良交友					
不健全娯楽				1	
乱暴		5	3	9	6
暴走行為					
その他				2	10（※２）
合計	3	10	12	20	19

※２…ＳＮＳ不適切投稿についての指導７件等

②学識別指導・補導数の推移

令和７年度の学識別指導・補導数は、小学生０人（±０）、中学生１３人（＋１）、高校生４人（＋２）となり、昨年度に比べて中学・高校では微増、小学校では指導・補導０のままとなっています。中学生の指導・補導件数が比較すると多いのですが、小学校の頃からの友達関係によるトラブルが中学校で表出した事例もあることから、小中、あるいは中高間の引継ぎや連携・協力の重要性が増してきているように思われます。各学校、それぞれの学年における指導・補導の状況を正確に把握するとともに、関係機関でしっかりと情報を共有し、根室市全体での組織的な対応が益々重要になってきています。

表４　学識別指導・補導数　（人）

区分＼年度	児童・生徒					有職少年	無職少年	合計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計			
令和３年度	0	1	5	0	6	0	0	6
令和４年度	2	8	15	0	25	0	0	25
令和５年度	4	14	7	0	25	0	0	25
令和６年度	0	16	4	0	20	0	0	20
令和７年度	0	13	4	0	17	0	0	17

③男女別指導・補導数の推移

令和７年度の男女別指導・補導数は、男子が１１名（－６）、女子が６名（＋３）という結果となりました。過去５年間の推移を見てみると、指導・補導の総数については、ここ数年大きな変化はなく、男女比では、およそ６対４の割合で、女子の割合がやや増えてきている傾向が見られます。

表５　男女別指導・補導数　（人）

区分／年度	男（構成比）	女（構成比）	計
令和３年度	6（100%）	0（ 0%）	6（100%）
令和４年度	22（88%）	3（12%）	25（100%）
令和５年度	20（80%）	5（20%）	25（100%）
令和６年度	17（85%）	3（15%）	20（100%）
令和７年度	11（64.7%）	6（35.3%）	17（100%）

④令和７年度の指導・補導状況全体の傾向

令和７年度の根室市内各学校における児童・生徒の指導・補導件数は１９件（１７人）となり、若干の減少は見られますが、ここ数年およそ２０人前後の数で推移しています。コロナ禍の徹底した感染症対策により人との接触が極端に制限され、様々な活動が中止・縮小されたことによる子どもたちへの影響については、これからも配慮する必要はありますが、以前の様に制限されることのない教育活動に戻りつつある中、人との繋がりを大切に育む教育をしっかりと復活させていかなければならないでしょう。
そのためには、生徒指導担当者会議などの情報交流の場で正確な情報の共有を図り、生徒指導に関する事例研修などの機会を確保し、効果的な指導方法を工夫しながら、根室市全体でしっかりと連携・協力した対応を継続していかなければなりません。また、経済状況の悪化による家庭環境への影響も心配されることから、個人情報の保護には十分配慮しながら、学校・家庭・関係機関などの正確な情報共有と連携・協力の体制をつくり、注意深く児童・生徒を見守るとともに、保護者への支援にも配慮した丁寧な指導に努めていかなければなりません。

２．相談活動

（１）青少年相談の目的

青少年を取り巻く環境は、いじめや不登校、児童虐待、インターネットの利用に伴うトラブルや被害の増加、困難を有する子どもや若者の社会的自立の支援や貧困問題など、憂慮すべき様々な課題が依然として山積している状況です。そのような状況下では、青少年の悩みや苦しみの声にしっかりと耳を傾け、アドバイスをする相談活動の充実は益々重要となってきています。多様な課題に対応するために、オンラインなどの効率的・効果的な方法などの活用も図りながら、相談しやすい体制作り、関係機関で連携した指導・助言・支援の充実などの必要な措置を講じてまいります。

（２）相談活動の状況

ここ数年は相談内容の大半が不登校に関わるものとなっています。学校及び関係機関との連携・協力の充実を図りながら、不登校の子どもや保護者へ寄り添った、丁寧な支援に努めています。

また、併設している学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」の活動でも、在籍校との繋がりを大切にしながら、一人一人の相談内容に応じて、その都度適切なアドバイスを行うとともに、関係機関と情報を共有しながら連携、協力した支援に努めています。

（３）相談の受理状況と傾向

①新規・継続別及び形態別等の傾向

令和７年度の相談数は１３件で、昨年より１４件減少しています。新規相談が６件、継続相談が７件でした。新規３件、継続で１１件の減となっていますが、不登校の児童生徒数が減少している訳ではなく、学校が別室登校などの対応をしているケースも決して少なくありません。

相談形態の内訳は、電話による相談が２件、保護者（本人同伴も含む）・学校関係者が来室しての相談が１０件、コロナ対策を講じて実施した学校や関係機関への訪問相談は１件

表８－１　形態別相談件数　（件）

区分／年度	相談員数	新規・継続別件数			相談形態別件数			
		新規相談	継続相談	計	来室相談	訪問相談	電話相談	ネット相談
令和３年度	1	16	22	38	13	15	10	0
令和４年度	1	13	12	25	13	3	8	1
令和５年度	1	5	6	11	8	1	2	0
令和６年度	1	9	18	27	20	2	2	3
令和７年度	1	6	7	13	10	1	2	0

表８－２　内容別相談件数　（件）

相談件数	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
進路・適性	0（0）	2（2）	1（1）	（5）※①	2
学業	0（0）	0（0）	0（0）	0	1
不登校	30（13）	15（7）	8（3）	26	8
いじめ	6（2）	1※①（1）	0（0）	0	0
その他	15※→ 2（1）	7※②（7）	2※（2）	1	2
延べ件数（実件数）	38（16）	25（13）	11（6）	27	13

Ｒ３※～１５件中いじめとの重複６、不登校との重複７、その他のみ２。Ｒ４※①不登校との重複１、※②生活環境５、不明２、Ｒ５※生活環境１件、不明１。Ｒ６※①不登校との重複５。

②相談内容の傾向

令和７年度の新規相談内訳は「不登校」…３件(実件数）、その他…２件、学業…１件でした。
不登校の原因としては、生活リズムの乱れ（昼夜逆転）で朝起きることができなかったり、体調不良（起立性障害等を含む）により登校できなかったりといった事例も多くなってきています。また、友だち関係のトラブルや先生や友だちと上手くコミュニケーションをとることができなかったりすることで、自分の居場所がないと感じたり、学習が苦手で学校の授業についていけない等が原因となっていたり、不登校の原因は様々で、いろいろな要因が重複している場合も多くなっています。そのため、短期間での解決が難しく、本人や家族はもちろん、学校や関係機関などが連携した粘り強い取組が必要となってきています。
令和７年度も、通室児童・生徒の在籍校の教員が適応指導教室を訪れて、教育相談や学習指導をサポートしてくれる回数も増え、「ふれあいくらぶ弥生」と学校との連携が充実し、学校との繋がりを切らさない支援の取組が子どもたちの活動へのモチベーションを高めています。多くの人との関わりを感じながら活動をすることで、児童生徒の学習や活動への意欲を高める支援を行うことができました。「いじめ」の相談は０件でしたが、国の「いじめ防止対策推進法」の施行を受けて策定された根室市の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、各校での取組の継続と充実が図られているところです。（表９・10参照）

表９　新規相談内容別受理　※（ ）重複

内容＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
不良行為・非行相談	外泊・家出					
	乱暴					
	不良交友					
	飲酒					
	怠学・怠業					
	その他					
	計	0	0	0	0	0
一般相談	進路・適性			1	1	
	学業					1
	しつけ					
	不登校	13	7	3	8	3
	いじめ	2(2)				
	その他	1	5	1	1	2
	計	16	13	5	9	6
合計		16	13	5	9	6

③相談の学識別状況

新規の学識別相談件数では、小学生の相談が０件、中学生の相談が６件、高校生の相談は０件でした。小学生の相談については保護者と一緒に来室しての相談が多く、中学生では、本人、学校との来室相談が多いという状況でした。（表10・11参照）

表10　新規相談対象者学識別受理数

区分＼年度	小学生	中学生	高校生	有職・無職 少年 他	計
令和３年度	7	8	1	0	16
令和４年度	6	3	4	0	13
令和５年度	2	2	1	0	5
令和６年度	2	6	1	0	9
令和７年度	0	6	0	0	6

３．「教育支援センターふれあいくらぶ弥生」の支援

（１）開設状況

開設場所　－　〒087－0051　根室市緑町２丁目１１番地１
開設日時　－　月曜日～金曜日の午前９時から午後２時４５分まで
休　　室　－　土・日曜日、祝祭日、夏・冬・春休み
指導体制　－　学校教育指導主幹、青少年相談室指導員、専任指導員各１名

（２）通室状況

・小学生男子３名、女子２名　　・中学生男子２名、女子５名　　計１２名

表11　相談実施状況（令和７年度）

行為＼区分		相談対象少年																相談者別受理数					相談形態					本年度合計		
		幼児		小学生		中学生		高校生		その他学生		有職少年		無職少年		合計														
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	家庭	学校	本人	その他	計	来室	電話	訪問	ライン	計	新規	継続	合計
不良行為・非行相談	1.飲酒																	0					0					0			0
	2.喫煙																	0					0					0			0
	3.薬物乱用																	0					0					0			0
	4.凶器携帯																	0					0					0			0
	5.乱暴																	0					0					0			0
	6.たかり																	0					0					0			0
	7.深夜徘徊																	0					0					0			0
	8. 家出																	0					0					0			0
	9.無断外泊																	0					0					0			0
	10.不健全行為																	0					0					0			0
	11.性的いたずら																	0					0					0			0
	12.不良交友																	0					0					0			0
	13.怠学																	0					0					0			0
	14.不健全娯楽																	0					0					0			0
	15.金品持ち出し																	0					0					0			0
	16.暴走行為																	0					0					0			0
	17.その他																	0					0					0			0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	刑罰法令に触れる行為															0	0	0					0					0			0
一般相談	進路・適正							2								2	0	2	2				2	1			1	2		2	2
	学業						1									0	1	1	1		1		2	1				1	1		1
	しつけ															0	0	0					0					0			0
	不登校			1	2		3									1	5	6	7	2	2	1	12	7		1		8	3	5	8
	いじめ															0	0	0					0					0			0
	その他					2										2	0	2	2		1		3	2				2	2		2
	計	0	0	1	2	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11	12	2	4	1	19	11	0	1	1	13	6	7	13
合計		0	0	1	2	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11	12	2	4	1	19	11	0	1	1	13	6	7	13
備考																															

Ⅲ．今後の青少年対策について

【青少年問題の現状と今後の対応】

高度情報化社会においては、急速に開発が進むAI等との連携により、自動運転や介護の補助のほか、防災・防犯など、社会のあらゆる分野において暮らしや社会そのものを日々大きく変えています。

また、コロナ禍により、人との接触を大幅に制限された対応からの変化は、青少年を取り巻く環境をより一層厳しいものにしており、ライフスタイルの多様化、親の労働形態の変化、新型コロナ感染症対策が社会全体へへもたらした不安や悩み、ストレスなどの影響については、これからもしっかりと注意をはらいながら、いじめや不登校、児童虐待、SNSの利用に伴うトラブルや被害の増加等、憂慮すべき問題の解決に向けて家庭や学校、地域、行政などの関係機関がしっかりと連携・協力をしながらその取組を進めていかなければなりません。

また、少子高齢化や核家族化、高度情報化の進展、地域・家庭の教育力の低下など、様々な要因が複雑に絡み合っている課題の解決についても関係機関の情報共有と支援体制の活用を図りながら、サポートを充実させていくことが重要となります。

（１）家庭における健全育成の啓発強化

すべての親を対象とした家庭教育支援のための情報提供、困難を抱える親の子育て相談等の家庭教育支援、PTA活動を通した子どもの健全育成のための活動支援に努めます。

・家族の団らんなど親子の心のふれあいを促す「道民家庭の日」（毎月第３日曜日）の啓発。

・「早寝・早起き・朝ごはん」運動や携帯・スマホ使用の「家庭のルール」作り、「スイッチOFF２２」運動…等生活リズム向上のための取組の啓発。

（２）学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成のための諸活動と課題

市内の各小中学校に導入された「コミュニティ・スクール」の体制整備と運営の活性化を図り、地域が中心となり子どもを育てる社会教育の充実に努めます。また、「根室市青少年健全育成市民会議」を中核に取り組んできた大人への啓発看板の設置や市PTA連合会と連携した青少年表彰や研修会の開催等、市民の青少年育成意識の高揚を図りながら、インターネットやSNSによる有害情報から青少年を守るための調査・啓発活動、有害環境浄化運動の推進、スポーツ・文化活動や児童会館、放課後教室を活用した異世代、異年齢交流、「わんぱくチャレンジ」等の体験活動を奨励し、関係機関の連携と協力で青少年の健全育成に努めます。

・学校、家庭、地域が連携した各種事業を工夫・推進する。

・若者の社会参加活動や職業体験等ふるさとを愛し、働く意欲を高める活動を工夫する。

・あいさつ、声かけ運動の啓発に努め、こどもの虐待の早期発見と未然防止、関係者の意識向上を図る。

（３）地域における非行の実態と防止活動の推進

令和７年に道内で検挙・補導された非行少年は１，７２８人（＋１４２人）、飲酒、喫煙、深夜はいかい等で補導された不良少年は１２，０７９人（－９０５人）と前年に比べて非行少年は増加したものの、不良少年は減少しています。

一方、根室警察署で補導された不良行為少年は１２人で前年より１４人減少しています。また、行為別では、粗暴行為が５件と一番多く、次いで飲酒・喫煙がそれぞれ２人、家出・深夜はいかい・怠学がそれぞれ１人ずつとなっています。また、学識別でみると有職少年が６人と半数を占め、高校生４人、中学生・その他が１人ずつとなっています。）

・各学校・青少年育成団体、警察等関係団体による街頭補導活動の充実強化を図る。

・喫煙・飲酒・窃盗など規範意識の喪失行為に対しては、家庭や関係機関と連携し適切に対応する。また、根室警察署による非行防止教室等の支援に努める。

・薬物乱用防止に向けては、関係機関と連携し啓発資料の提供をするなど薬物乱用防止教室の開催を支援する。

（４）青少年相談活動の充実強化

根室市青少年相談室では、青少年自身及び保護者、学校等からいじめ、不登校、性格行動、学業等についての相談を受理し、聞き取り、指導・助言を行いました。また、令和７年度中に学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」に通室した不登校児童・生徒は、小中合わせて１２名（小５名、中７名）在籍比でおよそ１．０％（０．５％減）でした。

・各学校、家庭、関係機関と連携した粘り強い対応や指導の継続により不登校児童生徒の支援に努める。

・根室市「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した場合には学校・家庭・地域・行政がしっかりと連携して対応する。

（５）幼児・児童生徒の安全確保の強化

不審者情報の学校、関係機関、団体への迅速な伝達、「わんわんパトロール」の実施、通学路の安全点検と登下校時の子どもの安全確保に地域一丸となって取り組みます。

・「こども110番の家」の活用を図る。

Ⅳ．資料編

１．地方青少年問題協議会法

昭和２８年 ７ 月２５日法律第８３号
最終改正　平成２５年 ６ 月１４日法律第４４号

（設置）
第１条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）
第２条　地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
（２）　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
２　地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）
第３条　地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）
第４条　地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）
第５条　国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）
第６条　この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附　則　　略

２．根室市青少年問題協議会条例

昭和３５年 ６ 月２５日条例第２４号
改正　平成１２年１２月１８日条例第５２号
令和 ３ 年 ３ 月２２日条例第 ７ 号

（趣旨）
第１条　地方青少年問題協議会法（昭和２８年法律第８３号）の規定に基づき根室市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）
第２条　協議会の委員は、15人以内で組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　関係行政機関の職員
（２）　学識経験者
３　前項第２号の委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）
第３条　協議会の会長は、市長がこれに当たる。
２　会長は、会務を総理し会議の議長となる。
３　協議会に副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門委員）
第４条　協議会に専門事項を調査させるため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長がこれを任命又は委嘱する。

（委任）
第５条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則　　略

３．根室市青少年問題協議会条例施行規則

昭和３５年　６　月３０日規則第１０号
改正　昭和４４年　８　月２６日規則第２３号
昭和４９年　５　月　２　日規則第３０号
平成２７年　２　月１７日規則第４７号

（趣旨）
第１条　根室市青少年問題協議会条例（昭和３５年根室市条例第２４号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

（会議）
第２条　根室市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）は、会長が招集する。
２　協議会は、委員２分の１以上の出席がなければ会議を開くことができない。
３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）
第３条　協議会に次の専門部会を置く。
（１）　補導育成専門部会、補導育成専門部会は、青少年の健全育成及び環境浄化並びに補導に関する業務を行うほか、根室市青少年相談室の運営について審議する。
（２）　勤労青少年専門部会、勤労青少年専門部会は、勤労青少年の指導育成に関する業務を行う。
（３）　いじめ対策専門部会、いじめ対策専門部会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携その他のいじめ防止対策の業務を行う。
２　専門部会は、専門委員をもつて構成し、各部会に部会長及び副部会長を置く。
（１）　部会長は、会務を総理する。
（２）　副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（３）　部会長及び副部会長の選出は、各専門部会の委員の互選による。
（４）　専門部会の会議は、部会長が招集する。

（専門委員の任期）
第４条　条例第４条第１項に定める専門委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（事務局）
第５条　協議会に事務局を置く。
２　事務局に事務局長、事務局員を置き、事務局長は青少年行政担当主管課長を、事務局員は同課員をもつてあてる。ただし、第３条第１項第３号に規定するいじめ対策専門部会の事務局長は学校教育行政担当主管課長を、事務局員は同課職員をもってあてる。
３　事務局長は、会長の命をうけて、その所属事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。
４　事務局員は、上司の命をうけて協議会の事務を処理する。

（委任）
第６条　この規則に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則　　略

根室市青少年問題協議会委員名簿

根室市青少年問題協議会　　任期：R07.07.01～R09.06.30

役職名	氏　名	選出区分	職　名（所属）
会　長	石　垣　雅　敏	関係行政機関	根室市長
副会長	波　岸　克　泰	〃	根室市教育委員会教育長
委　員	菅　野　丈　治	〃	根室市公共職業安定所
〃	古　村　英　範	〃	根室警察署
〃	藤　田　和　吉	〃	根室振興局保健環境部
〃	飯　島　拓　也	〃	根室市健康福祉部
〃	三ツ木　正　己	学識経験者	根室市青少年健全育成市民会議
〃	長谷川　俊　輔	〃	根室市社会福祉協議会
〃	江　口　秀　和	〃	根室市ＰＴＡ連合会
〃	岡　田　勝　治	〃	根室市青年サークル連絡協議会
〃	辻　　由　子	〃	根室市立学校校長会
〃	飯　澤　典　夫	〃	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	千　葉　哲　也	〃	北海道根室高等学校

根室市青少年問題協議会 専門部会委員名簿

根室市青少年問題協議会勤労青少年専門部会　　任期：R07.07.01～R09.06.30

役職名	氏　名	所　　属
委員長	菊地洋介	元根室商工会議所青年部創陽クラブ
副委員長	野陳克敏	一般社団法人根室青年会議所
委　員	高野美奈	根室商工会議所
〃	中島航輝	道東あさひ農業協同組合根室支所
〃	前田亮介	根室公共職業安定所
〃	越河健一	北海道根室高等学校
〃	北　信二	根室市青年サークル連絡協議会

根室市青少年問題協議会補導育成専門部会　　任期：R07.07.01～R09.06.30

役職名	氏　名	所　　属
委員長	矢川和幸	根室市青少年健全育成市民会議
副委員長	四十物康昭	根室地区保護司会
委　員	新濱　勇	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	馬場俊介	根室警察署生活安全課生活安全係
〃	浅野良幸	根室市健康福祉部こども支援課
〃	大川智史	北海道根室高等学校
〃	及川祐輔	根室市立光洋中学校

根室市青少年問題協議会いじめ対策専門部会　　任期：R08.07.01～R10.06.30

役職名	氏　名	所　　属
部会長	辻　由子	根室市立学校校長会
委　員	飯澤典夫	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	坂井慎太郎	北海道警察根室警察署
〃	矢川和幸	根室市青少年健全育成市民会議
〃	千葉哲也	北海道根室高等学校
〃	松本秀雅	根室市生徒指導連絡協議会
〃	更科　育	根室市養護教諭協議会
〃	井上真二	釧路地方法務局根室支局
〃	小田島祐人	根室市ＰＴＡ連合会
〃	池端昭一	根室市市民生活部生活環境課
〃	浅野良幸	根室市健康福祉部こども支援課
〃	吉川　禎	根室市教育委員会／青少年相談室

４．根室市青少年相談室設置規則

平成１７年 ３ 月２８日教育委員会規則第 ３ 号
最終改正　令和 ４ 年 ２ 月１３日教育委員会規則第 ２ 号

根室市青少年相談室設置規則（昭和４１年教育委員会規則第８号）の全部を改正する。

（目的）
第１条　青少年の健全な育成を助長することを目的とし、青少年の育成に関係のある各機関及び団体が連絡協調を図り、有効適切な指導育成活動を実施するため、本市に根室市青少年相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

（位置）
第２条　相談室は、根室市緑町２丁目１１番地に置く。

（開館時間及び休館日）
第３条　相談室の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。
（１）　開館時間　午前９時から午後５時まで
（２）　休館日　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで
２　根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間の変更又は臨時に休館及び開館することができる。

（事務）
第４条　相談室は、第１条の目的を達成するため、次の事務を行う。
（１）　青少年の相談及び補導に関すること。
（２）　青少年の非行に関すること。
（３）　青少年関係機関及び団体相互の情報交換並びに連携に関すること。
（４）　その他必要な事務

（職員）
第５条　相談室に次の職員を置く。
（１）　室長
（２）　青少年教育相談員
（３）　補導委員
（４）　その他の職員
２　室長には、教育委員会社会教育課長をもって充てる。
３　青少年教育相談員は、青少年の健全育成に関し知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。
４　補導委員は、おおむね次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
（１）　民生福祉関係
（２）　教育関係
（３）　法務関係
（４）　学識経験者
（５）　市職員
（６）　その他
５　その他の職員には教育委員会社会教育課職員をもって充てる。

（補導委員の任期）
第６条　補導委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（職務）
第７条　室長は、上司の命を受けて室務を処理し、所属職員を指導監督する。
２　青少年教育相談員は、青少年の育成、相談及び非行防止並びにこれらに関する広報活動その他上司の指示する室務に従事する。
３　補導委員は、青少年の補導及び非行防止に従事する。
４　その他の職員は、上司の命を受けて室務に従事する。

（委任）
第８条　この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附　則　　略

根室市青少年相談室職員名簿　　令和８年９月１日現在

職	氏　名	備　考
室　長	高　澤　富　春	社会教育課長
職　員	高　橋　雄　一	社会教育主査
〃	笠　島　康　之	社会教育担当
〃	佐　藤　亜　美	〃
〃	坂　本　慎一郎	〃
〃	新　濱　魁　士	〃
〃	類　瀬　智　人	〃
青少年教育相談員	吉　川　　禎	会計年度任用職員

根室市青少年補導委員名簿

委嘱期間　自：令和　８年　７月　１日
　　至：令和１０年　６月３０日

No.	氏名	選出区分	就任月日	備考
1	矢　川　和　幸	民生福祉関係	平成１０年　６月	
2	西　田　昌　美	〃	昭和５１年　６月	
3	新　濱　　勇	〃	平成２８年　６月	
4	富　川　伸　也	〃	平成１８年　６月	
5	飯　澤　典　夫	〃	令和　２年　６月	
6	富　樫　亮　介	〃	令和　６年　６月	
7	小田島　祐　人	〃	令和　５年　６月	
8	濵　屋　正　一	〃	令和　６年　６月	
9	山　下　大　介	根室市ＰＴＡ連合	令和　８年　７月	
10	村　松　大　地	〃	令和　８年　７月	
11	藪　　佳　子	法務局関係	令和　８年　７月	
12	吉　川　　禎	学識経験者	令和　元年　６月	
13	高　橋　雄　一	市　職　員	令和　６年　６月	
14	笠　島　康　之	〃	令和　２年　６月	
15	佐　藤　亜　美	〃	令和　６年　６月	
16	坂　本　慎一郎	〃	令和　８年　７月	
17	新　濱　魁　士	〃	令和　７年　７月	
18	類　瀬　智　人	〃	令和　８年　７月	

５．根室市青少年対策実践要領

昭和６２年１０月１日制定

（目的）

問題行動のある児童・生徒の指導など、青少年の健全育成に対する手立ての必要性は一層高まっている。しかし、関係者それぞれに職務の限界があり、単発的な対応では実効があがらない現状があり、苦慮しているところである。

個々のケースに対して総合的かつ効果的な指導が行われるためには関係する機関・団体が緊密な連絡をとり一丸となって解決を図ることを目的に根室市青少年対策実践要領を設定する。

（組織）

青少年対策を総合的かつ有機的に実践するため次の組織をおく。

１．根室市青少年対策関係者会議（関係者会議）

この会議は、問題行動のある児童・生徒及び有職・無職少年など特別な指導を必要とする者に対して、総合的かつ有機的な対策を必要に応じて協議検討する組織として、次の関係機関・団体の代表者をもって構成する。

（１）根室市立小中学校　　（２）北海道立高等学校
（３）根室市民生委員協議会　　（４）根室地区保護司会
（５）根室警察署　　（６）根室市健康福祉部
（７）根室市教育委員会

２．根室市青少年対策実践班（実践班）

問題行動など具体的な事例に対処するため実践班を構成する。

実践班は、関係者会議が指名したものがあたることとし、必要に応じて対策会議を開催する。

（チーフ）

関係者会議のチーフは根室市教育委員会教育長とし、実践班のチーフは実践班員の互選による。

（庶務）

この実践会議による庶務は、根室市青少年相談室が所管する。

（運営に関する必要事項）

この実践要領の運営に必要なその他の事項については、協議により決定する。

根室市青少年対策実践班名簿

氏名	役職	備考
久保木　　聡	根室市生徒指導連絡協議会会長	光洋中学校校長 実践班チーフ
及　川　祐　輔	同　上　事務局長 根室市立光洋中学校生徒指導担当	実践班事務局長
千　代　大　輔	同　上　監　査 根室市立柏陵中学校	
大　川　智　史	北海道根室高等学校	
岩　野　涼　介	根室市立北斗小学校	
坂　口　太　紀	根室市立花咲小学校	
石　澤　若　菜	根室市立成央小学校	
原　　利　之	根室警察署	
吉　川　　禎	根室市青少年教育相談員	実践班庶務担当 根室市青少年補導委員

補導状況一覧（令和７年１月～１２月）　　根室警察署生活安全課資料により作成

			1 飲酒	2 喫煙	3 薬物乱用	4 粗暴行為	5 金品不正要求	6 金品持ち出し	7 性的いたずら	8 暴走行為	9 家出	10 無断外泊	11 深夜徘徊	12 怠学	13 不健全性的行為	14 不良交友	15 不健全娯楽	小計	本年合計
学識別補導数	小学生	男																	
		女																	
	中学生	男																	1
		女											1					1	
	高校生	男		1									3					4	5
		女											1					1	
	大学生	男																	
		女																	
	その他	男																	2
		女	2															2	
	有職	男		8														8	9
		女											1					1	
	無職	男																	
		女																	
	計	男		9									3					12	17
		女	2										3					5	
補導場所	自宅																		
	公園等			2														2	
	路上			4									3					7	
	その他		2	3									3					8	
	計		2	9									6					17	
															本年合計			17	

６．関係用語の解説

（１）用語の解説

非行少年	犯罪少年、触法少年およびぐ犯少年の総称をいう。
犯罪少年	１４歳以上２０歳未満で、罪を犯した少年をいう。
触法少年	１４歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
ぐ犯少年	「保護者の正当な監督に服さない」「正当な理由がなく家庭によりつかない」などの理由があって、その性格、環境から将来罪を犯すおそれのある少年をいう。
特別法少年	刑法以外の法令(道育成条例、覚取法、毒劇法など)の罰法令に違反する行為をした少年をいう。１４歳未満の「触法少年」を含む。
要保護少年	保護者から虐待され、酷使され、または、放任されている少年、その他児童福祉のため保護の処置を必要と認められる少年をいう。
不良行為少年	街頭補導で最も多く補導の対象となる少年で、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、薬物乱用、家出、不純異性交遊などの行為をし、指導を要する少年をいう。
福祉犯	少年の福祉を害する犯罪をいう。

（２）不良行為の種別・内容

飲　　酒	未成年者飲酒禁止法には、２０歳未満の者は酒類を飲んではならないと定められています。 この場合、酒類を飲んだ少年は補導の対象となり、飲んでいることを知っていながら注意をしない保護者や、飲ませた営業者等は処罰の対象となります。 また、少年が自分で飲む目的で酒類を持っている場合も補導の対象となります。
喫　　煙	未成年者喫煙禁止法には、２０歳未満の者はタバコをすってはならないと定められています。この場合、タバコをすっていた少年は補導の対象となり、すっていることを知っていながら注意しない保護者や、すうことを知っていながら販売した営業者は処罰の対象となります。また、少年が自分でタバコを持っている　場合も補導の対象となります。
薬物乱用	正当に理由がなく、シンナー、催眠剤、鎮痛剤など、心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、または、乱用のため購入したり、携帯をする行為。

乱暴	他人に対して著しく粗暴な言動、口論、ののしりあうなど、もしその場で注意しなければ、暴行、傷害などに発展するような行為。
凶器携帯	正当な理由がなく、刃物、鉄棒、チェーンなど人の生命、または、身体を害するおそれのある凶器を携帯している場合。
たかり	正当な理由がなく、また、相手を恐れさせる手段を用いずに、貸借に名をかりて金品を要求したり、受けとる行為。
金品持ち出し	保護者に無断で自宅から金品を持ち出し、これを処分する行為。 〇パチンコ等遊興費に使う 〇友人等に贈与する 〇質屋に質入れする 〇古物商等に売却する これらの行為があてはまりますが、これらの目的でまだ本人が使わないで持っている場合も含まれます。
婦女いたずら	婦女に対して正当な理由がないのにその身体にふれ、または、つきまとう等の性的な行為。 〇通行中の婦女をひやかす 〇見知らぬ婦女に声をかけて誘う 〇興行場、催し物場などで婦女の身体にわざとふれる などのことをいいます。
暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすような行為をする者と行動を共にする行為。
家出	正当な理由がないのに、保護者のもとから離れ、保護者の監督に服さず、または、家庭に寄りつかない行為。
無断外泊	正当な理由がないのに、保護者に無断で外泊する行為。
深夜徘徊	正当な理由がなく、夜遅くまでうろつく行為、とくに盛り場を徘徊しているなど、そのまま放任すれば非行性が強くなるおそれのあるもの。
怠学	正当な理由がないのに、学校を休み、または早退する行為。
不健全性行為	少年にふさわしくない性交、または性的刺激を求める性交類似行為。
不良交友	正当な理由がなく、不良性のある人、不道徳な人(犯罪経歴を有するなどにより不良性が継続していると認められる者、その行動が一般に非難され忌避される言動を有する者)と交際し、出入りが繰り返されその感化を受けるおそれがある交友。
不健全娯楽	法令によって、客として年少者の入場を禁止している場所にみだりに出入りする行為。 〇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗適正化法」という） ・関係１８歳未満の少年が、入場を禁止されているキャバレー、ダンスホール、パチンコ店、モーテル等風俗営業、風俗関連営業所に客として出入りすること。

（３）少年補導のための関係機関等の役割

児童相談所	児童福祉法に基づき、都道府県や指定都市に置かれる。 所長は、送致または通告を受けた児童および相談に応じた児童、または、その保護者について必要な措置をとる。
家庭相談所	調査や審判の基に、保護観察・少年院送致・児童自立支援施設または児童養護施設などの保護処分を決める。 他に、指導したうえでの不処分や中間的な処分の試験観察などの措置がある。検察庁への逆送もある。
少年鑑別所	家庭裁判所から送致された少年を収容し監護するとともに、審判などに資するため、医学的・心理学的な心身の鑑別を８週間以内に行う。
保護観察所	家庭裁判所で保護処分を受けた少年や、少年院から仮退院を許された少年を補導し、善導、更正を図る。
少年院	家庭裁判所で送致処分を受けた少年を収容して、矯正教育をする。初等・中等・特別・医療の４種類があり、個別処遇計画に従って行う。
児童自立支援施設 及び 児童養護施設	家庭裁判所が行う保護処分で、少年の年令や家庭環境などから、児童福祉法上の指導に委ねるのがよいと判断したとき送致される施設。少年の生活指導・職業指導、家庭に対する環境の調整などを行い自立を支援する。

７．子ども電話相談窓口一覧

相談窓口名	電話番号	受付時間
根　室　市　　青少年相談室	0153－23－2859	月～金　　9:00～17:00
	fureai-yayoi@carrot.ocn.ne.jp	
根　室　市　　児童相談室	0153－23－6111	月～金　　9:00～17:20
根　室　市　　子育て相談所「ぶらんこ」	0153－24－3482	月～金　　9:00～17:00 9:00～11:30
根室保健所　　こころとからだの健康相談	0153－23－5161	月～金　　8:45～17:30
別　海　町　　教育支援センター 「ふれあいるーむ」	0153－75－0622	月～金　　9:30～15:30
中 標 津 町　　教育相談センター	0153-72-1717	月～金　　9:00～16:00
標　津　町　　教育相談	0153－82－3588	月～金　　8:30～17:00
羅　臼　町　　青少年補導センター	0153－87－2004	月～金　　8:45～17:30
羅　臼　町　　教育相談	0153－87－3930	月～金　　10:00～16:00
根室振興局　　家庭児童相談所	0153－23－6914	月～金　　8:45～17:00
根室教育局　　教育相談窓口	0153－23－2715	月～金　　8:45～17:30
釧路児童相談所	0154－92－3717	月～金　　8:45～17:30 上記時間外でも相談ができます
北海道警察釧路方面本部　相談センター	0154－23－9110	月～金　　8:45～17:30
北海道中央児童相談所 １８歳未満の子どもの相談受付ダイヤル	011－631－0301	月～金　　8:45～17:30
北海道教育委員会 子ども相談支援センター	0120－3882－56	毎日　　２４時間
北海道警察少年相談１１０番	0120－677－110	月～金　　8:45～17:30
根室市　インターネットいじめ相談室	https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikusomu1/gyomuannnai/kakushusoudan/11619.html	
根室市　電子メール　いじめ相談室	nakuse.ijime@city.nemuro.hokkaido.jp	

令和８年度

あ　ゆ　み　（ 第５７号 ）

－ 健全育成と非行防止を目指して －

令和８年９月

編集発行　　根室市青少年問題協議会

根 室 市 教 育 委 員 会